## IV マイナンバー(法人番号)に係る対応<2>

平成27年8月5日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



## 1. マイナンバー(法人番号)に係る対応 ~ 通関審査の負担軽減策 ~

第6次NACCSにおけるマイナンバー(法人番号)対応に関しては、第16回WGや第5回更改専門部会において、委員から「NACCSに登録が無い法人番号を入力する場合、存在チェックや自動補完も無く誤入力等による通関非違の懸念が増加する」、「NACCSトに法人番号が確認できる、現行IIE業務のような仕組みが必要」などの意見が多数出されている。

法人番号に対する具体的な対応策については、引き続き、関税局・税関において検討が進められている状況にあるが、法人番号の円滑な導入を図るためには、上記意見に対しても、出来るだけ対応することが望ましい。

法人番号の導入については国の施策であることから、法人番号の指定(付番)・通知を行う国税庁においては、法人番号の活用 を促進するため、インターネット上に提供するサイトにおいて、以下のような法人番号の公表機能の充実を図ることとしている。

- ✔ 検索・閲覧機能(法人番号で法人情報(名称・所在地)を、法人情報で法人番号等を検索〔あいまい検索、絞込み検索〕)
- ✓ ダウンロード機能(法人番号・名称・所在地の基本3情報のデータファイルを提供)

(詳細は、http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku-kohyokinou.htm (国税庁HP) 参照。)

上記については、インターネットに接続出来る環境があれば誰でも利用可能であり、冒頭の意見についても、国税庁が提供する こうした公表機能により、一義的には対応可能と考えられる。

しかしながら、NACCSの利用者には多様なお客様がおられ、インターネットの接続環境等も一様ではないと考えられることから、将来における法人番号の活用の広がり、開発における費用対効果を勘案する必要があるが、NACCS上にNACCSでの業務処理において便利かつ効率的な最低限の機能を、上記の国税庁のサービスを活用して、構築することを検討することとしたい。

具体的には、次頁のような機能の構築について、検討することとしてはどうか。

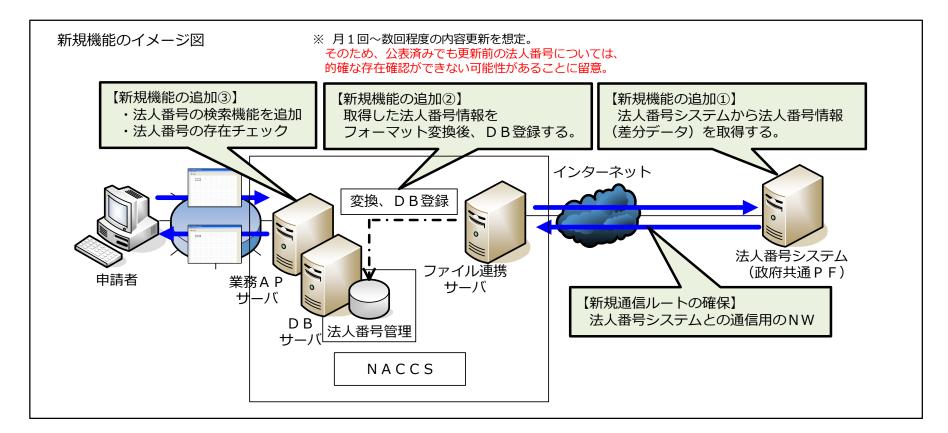
なお、マイナンバー(法人番号)に係る具体的な対応については、次回WGにおいて提案する予定である。



## 1. マイナンバー(法人番号)対応 ~ 通関審査の負担軽減策 ~

## 【新たに構築する機能のイメージ】

- ① 国税庁が政府共通プラットフォーム内に設置する「法人番号システム」から法人番号情報を取得
- ② 取得した法人番号情報(法人番号・名称・所在地)をNACCSのDBに保有(内容の更新は、月1回~数回程度を想定)
- ③ 輸出入申告時等において法人番号が入力された際に、上記DBを活用して当該法人番号の存在チェック機能を実施 (但し、データ更新の間隔によっては、直前に指定・公表されたものは、不存在と誤判定される可能性がある。)
- ④ 法人番号を入力して名称及び所在地(和文)を検索する機能を提供(下記備考参照)



備考:1. 商号等から法人番号を検索する機能については、システム負荷、応答時間の関係等から、NACCS上では実装せず、国税庁の機能利用を推奨。

2. 法人番号からの検索では、対象法人がJASTPRO番号又は税関発給コードを取得している場合は、参考情報として出力することを検討。